

【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】

電気工事業登録証の再交付の申請

1 電気工事業の登録証は、再交付を受けることができます。

電気工事業の登録証を紛失したり汚損したりした場合には、申請により登録証の再交付を受けることができます。

2 手続きに必要な書類

書類	部数	備考
登録証再交付申請書	1	※押印は不要です。
手数料の支払後に受け取った「控1」の印字があるレシート		支払場所で受け取った「控1」のレシートを申請書の裏側に貼り付けてください。 (詳細は下記3を参照)
電気工事業者登録証	1	汚損の場合は、既に交付されている電気工事業者登録証を返納してください。

3 手数料

2,200円（申請書に印刷されたバーコードを支払場所に提示して納付してください。）

○バーコード付き申請書は、県ホームページ「電気工事業に関する申請・届出」からダウンロードできます。

○バーコードが印刷された申請書を次の県機関の支払場所（営業時間：平日午前9時～午後5時）に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付してください。

鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店（鳥取市東町一丁目220）

中部総合事務所 別館1階 倉吉食品衛生協会（倉吉市東巖城町2）

西部総合事務所 本館3階 米子食品衛生協会（米子市糺町一丁目160）

○納付後に受け取った「控1」の印字があるレシート（例1）を申請書の裏面に貼り付けてください。（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書（例2）を貼り付け）

<例1>

<例2>

鳥取県

申請手続完了まで保管して下さい。「控1」の記載があるものを県に提出して下さい。

控1

2021年 9月15日 (水) 14時22分

人数 1人
一般旅券10年
2100060102008
82,000 4通 8,000
<小計> ¥8,000
<合計> ¥8,000
現金 ¥8,000

お預り ¥10,000
お釣り ¥2,000

1 担当者

伝票NO:000004 SEQNO:00000004
T-00001-01

鳥取県手数料等領収証書（県提出用）

バーコード番号

件数	件
金額	円

上記のとおり領収しました。

年 月 日

<決済種別>

現金
 クレジットカード
 電子マネー
 コード決済

領収印

<注意事項>

・その年度に発行された申請書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。4月1

日以降に支払う場合は新年度の申請書を使用ください。

- ・令和3年9月30日を以て鳥取県収入証紙の販売は終了させていただきました。
- ・お手元に残った県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

(アドレス) <https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>

(電話) 0857-26-7437

4 申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送または持参してください。

(郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。)

鳥取県危機管理局消防防災課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

鳥取県庁POS	¥2,200
 2 1 0 2 0 6 0 6 0 1 0 0 0	
手数料名:電気登録証再交付申請手数料	
予算主務課:消防防災課	
電話番号:0857-26-7063	

※支払場所 (営業時間: 平日 9:00~17:00)

- ①鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店
- ②中部総合事務所 別館1階 倉吉食品衛生協会
- ③西部総合事務所 本館3階 米子食品衛生協会

→「控1」の印字があるレシートを裏面に貼り付け

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

登録証再交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

2 再交付の理由

汚損 紛失

※どちらかを○で囲んでください。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。